

改正家表法が4月1日より全面施行されます！

ご不明な点等ございましたら、ニッセンケンにお問い合わせください

ポイント1 2018年4月1日から全面施行します

昨年改正の【家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する内閣府令】、【繊維製品品質表示規程】、【雑貨工業品品質表示規程】等が、猶予期間等を経て、2018年4月1日より全面施行されます。4月1日以降製造した商品には新たなルールに基づく表示をしなければなりません。

ポイント2 繊維・衣料品の表示方法が変わります

ルール変更に伴う違反がないよう、以下の6点にご注意ください。 >> 消費者庁資料より

- | | |
|-----------------------------|--|
| ①帽子に表示を義務付ける | 帽子について、繊維の種類と洗濯表示(取扱い表示)の記載を義務付ける |
| ②ズボンについて裏生地を表示事項に追加 | ズボンの裏生地を表示対象とする。 |
| ③マフラー等について家庭洗濯等取扱方法を表示事項に追加 | マフラー、スカーフ及びショールの表示事項に「家庭洗濯等取扱方法」を追加する。 |
| ④毛布のたて系の表示の追加 | 表面部分(毛羽部分)のみ表示すればよいこととなっているが、たて糸も表示を義務付ける。 |
| ⑤人工皮革の表示の見直し | 革及び合成皮革製の手袋、衣料の材料の種類について、人工皮革(合成皮革のうちより天然皮革に似せて作られたもの)を合成皮革と区別して表示することとしてきたが、靴、机及びテーブル、椅子、座椅子及び腰掛けと同様に、人工皮革であっても「合成皮革」と表示してもよいこととする。 |
| ⑥繊維の名称を示す用語の整理 | 従来「指定外繊維」と表示していた繊維について、指定外繊維とはどのような繊維であるのか分かりにくいため、繊維の由来がわかるよう「植物繊維」、「動物繊維」等、消費者がよりイメージしやすい言葉を用いて表示できるようにするなど用語の整理を行う。
※繊維の名称一覧表は次ページに掲載しています |

関連リンク >> 消費者庁ホームページ「改正のお知らせ」

ご不明点等がございましたら、お気軽に下記のお問い合わせ窓口にご連絡ください

- 業務本部 TEL: 03-3861-2341 E-mail: gyomu@nissenken.or.jp
- 東京事業所 コンサルティンググループ TEL: 03-5809-3858 E-mail: gcs@nissenken.or.jp
- 大阪事業所 コンサルティンググループ TEL: 06-6957-1101 E-mail: osaka-gcs@nissenken.or.jp
- 中部事業所 試験課 TEL: 0586-45-6477 E-mail: chubu@nissenken.or.jp

改正前と改正後の「繊維の種類」と「指定用語(表示名)」の一覧表

分類	改正前		改正後			
	繊維の種類	指定用語(表示名)	繊維の種類	指定用語(表示名)		
植物繊維	綿	綿	綿	綿		
		コットン COTTON		コットン COTTON		
	麻(亜麻および苧麻のみ)	麻	麻(亜麻および苧麻のみ)	麻 亜麻 リネン 麻 苧麻 ラミー		
			上記以外の植物繊維	「植物繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記		
動物繊維	毛	羊毛	毛	羊毛		
		アンゴラ		アンゴラ		
		カシミヤ		カシミヤ		
		モヘヤ		モヘヤ		
		らくだ		らくだ キヤメル		
		アルパカ		アルパカ		
		その他のもの		毛	その他のもの	毛
	絹	絹 シルク SILK	絹	絹 シルク SILK		
					上記以外の動物繊維	「動物繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの		
		レーヨン RAYON ポリノジック		レーヨン RAYON ポリノジック		
	その他のもの	レーヨン RAYON	その他のもの	レーヨン RAYON		
銅アンモニア繊維	キュブラ	銅アンモニア繊維	キュブラ			
				上記以外の再生繊維	「再生繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記	
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの		
		アセテート ACETATE トリアセテート		アセテート ACETATE トリアセテート		
	その他のもの	アセテート ACETATE	その他のもの	アセテート ACETATE		
プロミック繊維	プロミック			廃止		
					上記以外の半合成繊維	「半合成繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記
合成繊維	ナイロン繊維	ナイロン NYLON	ナイロン繊維	ナイロン NYLON		
	アラミド繊維	アラミド	アラミド繊維	アラミド		
	ビニロン繊維	ビニロン	ビニロン繊維	ビニロン		
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維	ビニリデン	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維	ビニリデン		
	ポリ塩化ビニル系合成繊維	ポリ塩化ビニル	ポリ塩化ビニル系合成繊維	ポリ塩化ビニル		
	ポリエステル系合成繊維	ポリエステル POLYESTER	ポリエステル系合成繊維	ポリエステル POLYESTER		
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル	
	その他のもの	アクリル系		その他のもの	アクリル系	
	ポリエチレン系合成繊維	ポリエチレン	ポリエチレン系合成繊維	ポリエチレン		
	ポリプロピレン系合成繊維	ポリプロピレン	ポリプロピレン系合成繊維	ポリプロピレン		
ポリウレタン系合成繊維	ポリウレタン	ポリウレタン系合成繊維	ポリウレタン			
ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸			
ポリクラーラル繊維	ポリクラーラル			廃止		
					上記以外の合成繊維	「合成繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記
無機繊維	ガラス繊維	ガラス	ガラス繊維	ガラス繊維		
	炭素繊維	炭素繊維	炭素繊維	炭素繊維		
	金属繊維	金属繊維	金属繊維	金属繊維		
					上記以外の無機繊維	「無機繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記
羽毛	羽毛	ダウン	羽毛	ダウン		
	その他の羽毛	フェザー その他の羽毛		その他のもの	フェザー その他の羽毛	
分類外繊維	上記以外の繊維	「指定外繊維」の用語に、その繊維の用語または商標を括弧で付記	上記以外の繊維	「分類外繊維」の用語に、その繊維の名称を示す用語または商標を括弧で付記		

※ 上記の「分類」が明らかで、「繊維の種類」が不明な場合は、繊維の名称を示す用語または商標(=括弧部分)が省略できます